

# 岡山県重症心身障害児(者)を守る会規約

## (目的)

第1条 岡山県重症心身障害児(者)を守る会（以下「本会」と言う）は、岡山県内の重症心身障害児及び重症心身障害者の父母、保護者、又はこれに準ずる者が協力して助け合い、重症心身障害児及び重症心身障害者の福祉向上を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、「岡山県重症心身障害児(者)を守る会」という。

## (事務所)

第3条 本会は、岡山市北区祇園 866 旭川児童院に事務所をおく。

## (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県内における重症心身障害児及び重症心身障害者の医療・保健・福祉・教育等の施策の推進に関すること。
- (2) 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会との連携を密にし、その指向する運動の実践に関すること。
- (3) 関係する官公庁及び他団体との連携に関すること。
- (4) 未加入者への啓発及び未加入者加入の促進を図ること。
- (5) 会員相互の親睦を図り、連帯意識の高揚に努めること。
- (6) その他、本会の目的達成に関すること。

## (会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員とは、重症心身障害児及び重症心身障害者の父母、保護者、又はそれに準ずる者をいう。ただし、重症心身障害児及び重症心身障害者が死亡した後においてもその資格を失わない。
- (2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同して協力する法人又は団体若しくは個人をいう。

## (入・退会)

第6条 本会への加入又は退会は、所定の書面をもって行うものとする。

## (会費)

第7条 本会の正会員の会費は岡山県守る会会費：月額 350 円、本部会費：年額 8,400 円（前納）とする。ただし、申請により理事会又は本部会長の承認を得て、免除を行うことができる。

2 本会の賛助会員の会費は年額 500 円（一口）とする。

## (組織)

第8条 本会の事業を円滑に推進するため、分会及び専門部会を設けることができる。

- 2 分会の構成は、地域及び施設とする。
- 3 専門部会は、次の各号による。
  - (1) 国立施設部会
  - (2) 重症児施設部会
  - (3) 在宅部会
  - (4) 母親部会

## (役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長（支部長）1名、副会長 若干名、理事（内1名は会計）若干名、監事2名。
- 2 役員は総会において会員から選出する。  
ただし、会長については、第5条第1項第1号ただし書きに該当する者から選出することはできない。なお、会長が任期の途中において第5条第1項第1号ただ

し書きに該当する者となった場合においては、その任期が満了するまではこれを妨げない。

- 3 会長（支部長）の就任に際しては、本部会長の承認を得なければならない。
- 4 会長、副会長は、必ず正会員でなければならない。
- 5 賛助会員を役員に選任する場合は、役員総数の3分の1以内とする。
- 6 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は庶務・会計及びその他の会務を評議し、執行する。
- 4 監事は会計を監査し、理事会及び総会に報告する。

（顧問・相談役）

第11条 本会に顧問、相談役、参与その他をおくことができる。

- 2 前項の役職は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（会議）

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は会長の招集により、毎年1回開催する。ただし、臨時総会は理事会の決議により開催することができる。

なお、審議事項は、次のとおりとし出席者の過半数で決定する。

- (1) 役員を選任
  - (2) 事業実績及び収支決算
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 規約の変更
  - (5) その他本会に関する重要な事項
- 3 理事会は会長、副会長、理事で構成し必要に応じて会長が招集する。  
なお、会議は多数決で議決する。  
ただし、欠席する場合は表決を他の役員に委任することができる。
  - 4 総会に提出する議案については、事前に理事会の議決を得なければならない。

（会計）

第13条 この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他を持って当てる。

（規約の変更）

第14条 この規約の変更は、総会の議決をもって行い、本部会長の承認を得るものとする。

第15条 この規約の施行についての細則は、理事会において定めることができる。

（付則）

この規約は、平成2年2月7日より施行する。

平成11年5月16日、一部改正。

平成12年5月21日、一部改正。

平成14年6月 2日、一部改正。

平成15年5月11日、一部改正。

平成17年6月 5日、一部改正。

平成19年6月 3日、一部改正。

平成21年4月 1日、一部改正。（政令指定都市への移行に伴う住居表示変更）

平成28年5月 8日、一部改正。